

那 霸 市 公 報

第 1 7 7 7 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 規 則 ◇

- 那 霸 市 公 契 約 条 例 施 行 規 則 (法 制 契 約 課) 1589
- 那 霸 文 化 芸 術 劇 場 な は 一 と 条 例 施 行 規 則 (文 化 振 興 課) 1592

◇ 訓 令 ◇

- 那 霸 市 長 の 消 防 服 制 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 の 制 定 に つ い て (消 防 局 総 務 課) 1606

◇ 告 示 ◇

- 那 霸 市 道 路 協 力 団 体 の 指 定 に つ い て (道 路 管 理 課) 1611
- 建 築 基 準 法 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 道 路 の 廃 止 に つ い て (建 築 指 導 課) 1612
- 令 和 2 年 (2020 年) 11 月 那 霸 市 議 会 定 例 会 の 招 集 に つ い て (総 務 課) 1612
- 建 築 基 準 法 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 道 路 の 廃 止 告 示 の 訂 正 に つ い て (建 築 指 導 課) 1613

◇ 公 告 ◇

- 収 用 又 は 使 用 の 手 続 が 開 始 さ れ る 土 地 を 表 示 す る 図 面 の 縦 覧 に つ い て (道 路 建 設 課) 1614
- 那 霸 広 域 都 市 計 画 道 路 事 業 の 事 業 計 画 認 可 に 係 る 縦 覧 に つ い て (道 路 建 設 課) 1616
- 住 民 基 本 台 帳 の 一 部 の 写 し の 閲 覧 状 況 の 公 表 に つ い て (ハ イ サ イ 市 民 課) 1616

◇消防局告示◇

○消防法に基づく命令の告示について…………… 1627

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1628

○那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1629

◇正 誤◇

○那覇市公報第1775号の正誤（消防局西消防署）…………… 1630

規 則

那霸市規則第45号
令和2年11月18日
公 布 済

那霸市公契約条例施行規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市公契約条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市公契約条例（令和2年那覇市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（規則で定める契約）

第2条 条例第2条第1号の規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 国、地方公共団体その他の公法人との契約
- (2) 不動産の売買契約及び賃貸借契約（前号に掲げるものを除く。）
- (3) 市の事業の施行に伴い生ずる損失を補償する契約（第1号に掲げるものを除く。）
- (4) 次に掲げる規定により歳入の徴収又は収納の事務を委託する契約
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項
 - イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条
 - ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項又は第158条の2第1項
- (5) 地方自治法施行令第168条第2項の規定により公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる契約
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市が契約の相手方に対し金銭債務を負わない契約
- (7) 前各号に掲げるもののほか、契約の性質又は目的により公契約に関する施策を講ずる必要がないと市長が認める契約

（任期）

第3条 審議会（条例第12条第1項の那覇市公契約審議会をいう。以下同じ。）の委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係職員の出席）

第6条 審議会において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、総務部法制契約課において処理する。

（委任）

第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

那覇市規則第46号
令和2年11月18日
公 布 済

那覇文化芸術劇場なは一と条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇文化芸術劇場なは一と条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇文化芸術劇場なは一と条例（令和2年那覇市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（施設の利用許可の申請）

第2条 条例第3条各号に掲げる施設（以下「施設」という。）の利用許可（条例第7条第1項前段の利用許可をいう。以下同じ。）の申請（以下「許可申請」という。）は、那覇文化芸術劇場なは一と施設利用許可申請書により行うものとする。

- 2 許可申請の受付を行う期間は、別表第1のとおりとする。
- 3 市長は、前項に規定する期間の前に許可申請をし、利用許可を受けなければ開催に支障を生ずると認められる催し等で市長が定める基準に該当するものに係る許可申請（条例第3条第1号又は第2号に掲げる施設に係るものに限る。）の受付については、前項の規定にかかわらず、利用を開始しようとする日（以下「利用開始日」という。）の属する月の24月前の月の初日（その日が休館日（条例第5条第2項又は第3項の規定により休館する日をいう。以下同じ。）である場合は、その直後の休館日でない日）から、当該利用開始日の属する月の17月前の月の末日（その日が休館日である場合は、その直前の休館日でない日）まで行うことができる。
- 4 市長は、条例第3条第1号又は第2号に掲げる施設の利用に付随して利用される同条第3号から第7号までに掲げる施設に係る許可申請（同条第4号に掲げる施設にあっては、商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的としたものを除く。）の受付については、第2項の規定にかかわらず、当該同条第1号又は第2号に掲げる施設の利用に係る許可申請の受付の時から、当該付随して利用される施設に係る第2項に規定する期間の末日（その日が休館日である場合は、その直前の休館日でない日）まで行うことができる。
- 5 市長は、特に必要があると認めるときは、前3項に規定する期間以外の期間においても許可申請の受付を行うことができる。

（施設の利用許可の決定等）

第3条 前条第2項に規定する期間の初日において、同一の施設に係る許可申請が複数あった場合で当該施設を利用しようとする日及び利用しようとする時間が競

合するときの利用許可の決定は、抽選によるものとする。

- 2 前条第3項又は第4項に規定する許可申請に係る利用許可の決定の方法は、市長が定める。
- 3 前2項に規定する場合を除くほか、施設の利用許可の決定は、申請順によるものとする。
- 4 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項及び前項に規定する利用許可の決定の方法とは異なる方法により施設の利用許可をすることができる。
- 5 市長は、許可申請に対し利用許可をしたときは、那覇文化芸術劇場なは一と施設利用許可書を交付するものとする。

（施設の利用変更許可の申請等）

第4条 条例第7条第1項後段に規定する変更の許可の申請（施設に係るものに限る。）

は、那覇文化芸術劇場なは一と利用変更許可申請書に前条第5項に規定する許可書を添えて、行うものとする。

- 2 前項に規定する申請の受付は、次に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める日（その日が休館日である場合は、その直前の休館日でない日。第9条第2号から第4号までにおいて「利用変更締切日」という。）まで行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 条例第3条第1号から第3号までに掲げる施設 利用開始日の前日から起算して30日前の日

(2) 前号に掲げる施設以外の施設 利用開始日の前日から起算して7日前の日

- 3 市長は、第1項に規定する申請に対し許可をしたときは、那覇文化芸術劇場なは一と利用変更許可書を交付するものとする。

（施設の利用の取りやめ）

第5条 利用者（条例第9条第1項の利用者をいう。以下同じ。）が当該利用許可を受けた施設を利用しないこととなった場合は、那覇文化芸術劇場なは一と利用取りやめ届に第3条第5項又は前条第3項に規定する許可書を添えて、当該利用の日の前日（その日が休館日である場合は、その直前の休館日でない日）までに市長に提出するものとする。

（附属設備の利用許可の申請等）

第6条 別表第2に掲げる附属設備（以下「附属設備」という。）の利用許可の申請は、

那覇文化芸術劇場なは一と附属設備利用許可申請書により行うものとする。

- 2 市長は、前項の申請に対し利用許可をしたときは、那覇文化芸術劇場なは一と附属設備利用許可書を交付するものとする。

（規則で定める額）

- 第7条 条例別表第3項に規定する規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

（利用時間の解釈）

- 第8条 施設の利用時間は、事業、行事等に実際に利用する時間のほか、その準備、リハーサル等及び後片付けに要する時間を含むものとする。

（使用料の還付）

- 第9条 条例第9条第4項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、還付する額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 条例第12条第1項第4号又は第5号の規定により利用許可が取り消され、若しくは変更され、又はその利用を制限され、若しくは停止された場合 利用ができなくなった期間に係る額

- (2) 利用変更締切日までになされた第4条第1項に規定する申請（入場料の変更に係るものを除く。）が許可されたことにより条例別表に規定する使用料に減額が生じた場合 既納の使用料の額から変更後の使用料の額を差し引いて得た額の5割の額

- (3) 利用変更締切日まで第5条の規定による届出の提出があった場合 既納の使用料の5割の額

- (4) 利用変更締切日までになされた第4条第1項に規定する申請（入場料の変更に係るものに限る。）が許可されたことにより条例別表第1項に規定する使用料に減額が生じた場合 既納の使用料の額から変更後の使用料の額を差し引いて得た額

- (5) その他市長が必要と認める場合 市長が必要と認める額

- 2 前項に規定する使用料の還付の申請は、那覇文化芸術劇場なは一と使用料還付申請書に市長が必要と認める書類を添えて、行うものとする。

（使用料の減免）

第10条 条例第10条の規定により使用料を減免する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、減免する額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 条例第10条第1号に掲げる場合 全額
- (2) 条例第10条第2号から第5号までに掲げる場合 使用料の5割の額
- (3) 条例第10条第6号に掲げる場合 使用料の3割の額
- (4) 条例第10条第7号に掲げる場合 使用料の2.5割の額
- (5) 条例第10条第8号に掲げる場合 市長が必要と認める額

2 前項に規定する使用料の減免の申請は、那覇文化芸術劇場なは一と使用料減免申請書に市長が必要と認める書類を添えて、行うものとする。

3 市長は、前項の申請に対し使用料の減免を承認したときは、那覇文化芸術劇場なは一と使用料減免承認書を交付する。

(利用許可の取消し等)

第11条 市長は、条例第12条の規定により利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止したときは、那覇文化芸術劇場なは一と許可取消・許可変更・利用制限・利用停止通知書により利用者に通知するものとする。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、当該通知書による通知に代えて、口頭による通知を行うことができる。

(特別の設備)

第12条 条例第13条に規定する許可の申請は、那覇文化芸術劇場なは一と特別設備設置許可申請書により行うものとする。

2 市長は、前項の申請に対し許可をしたときは、那覇文化芸術劇場なは一と特別設備設置許可書を交付するものとする。

(利用者の遵守事項)

第13条 利用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 利用開始前に那覇文化芸術劇場なは一と(以下「劇場」という。)の職員との打合せを十分に行うこと。
- (2) 劇場の内外の秩序を維持するために必要な整理員を置くこと。
- (3) 利用する施設の定員を超えて入場させないこと。
- (4) その他市長の指示すること。

(禁止行為)

第14条 劇場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用許可を受けていない施設又は附属設備を利用すること。
- (2) 許可を受けずに物品の展示又は販売をすること。
- (3) 許可を受けずに壁面、柱、扉等に貼り紙、くぎ打ち等をすること。
- (4) 所定の場所以外の場所に入出入りすること。
- (5) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用すること。
- (6) 劇場内を不潔な状態にすること。
- (7) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすこと。
- (8) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を持ち込むこと。
- (9) その他市長又は利用者の指示に反する行為をすること。

(汚損等の届出)

第15条 劇場の施設又は設備を汚損し、破損し、又は滅失したものは、那覇文化芸術劇場なは一と汚損・破損・滅失届を市長に提出しなければならない。

(様式)

第16条 この規則の規定による次の表に掲げる文書の様式は、市長が定める。

文書の名称	根拠条項
那覇文化芸術劇場なは一と施設利用許可申請書	第2条第1項
那覇文化芸術劇場なは一と施設利用許可書	第3条第5項
那覇文化芸術劇場なは一と利用変更許可申請書	第4条第1項
那覇文化芸術劇場なは一と利用変更許可書	第4条第3項
那覇文化芸術劇場なは一と利用取りやめ届	第5条
那覇文化芸術劇場なは一と附属設備利用許可申請書	第6条第1項
那覇文化芸術劇場なは一と附属設備利用許可書	第6条第2項
那覇文化芸術劇場なは一と使用料還付申請書	第9条第2項
那覇文化芸術劇場なは一と使用料減免申請書	第10条第2項
那覇文化芸術劇場なは一と使用料減免承認書	第10条第3項
那覇文化芸術劇場なは一と許可取消・許可変更・利用制限・利用停止通知書	第11条

那覇文化芸術劇場なは一と特別設備設置許可申請書	第12条第1項
那覇文化芸術劇場なは一と特別設備設置許可書	第12条第2項
那覇文化芸術劇場なは一と汚損・破損・滅失届	第15条

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

区分		受付期間
大劇場 小劇場	実演芸術の公演のため利用する場合	利用開始日の属する月の13月前の月の初日から、当該利用開始日の前日から起算して30日前の日まで
	その他の場合	利用開始日の属する月の12月前の月の初日から、当該利用開始日の前日から起算して30日前の日まで
スタジオ	申請者が市民等である場合	利用開始日の属する月の6月前の月の初日から、当該利用開始日の前日から起算して30日前の日まで
	その他の場合	利用開始日の属する月の5月前の月の初日から、当該利用開始日の前日から起算して30日前の日まで
練習室 託児室兼 会議室 展示室	申請者が市民等である場合	利用開始日の属する月の6月前の月の初日から当該利用開始日の前日まで
	その他の場合	利用開始日の属する月の5月前の月の初日から当該利用開始日の前日まで
ロビー 楽屋(単独で利用する場合に限る。)		利用開始日の前日から起算して29日前の日から、当該利用開始日の前日まで

備考

- 1 「実演芸術」とは、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項の実演芸術をいう。
- 2 「市民等」とは、条例別表第1項備考6に規定する市民等をいう。
- 3 許可申請の受付は、休館日には行わないものとする。
- 4 受付期間の初日が休館日である場合は、その直後の休館日でない日を受付期間の初日とし、受付期間の末日が休館日である場合は、その直前の休館日でない日を受付期間の末日とする。
- 5 練習室に係る許可申請で商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的としたものについては、受付を行わないものとする。

別表第2(第7条関係)

区分	品名	数量	金額
舞 台 設 備 類	大劇場反射板	一式	1,500円
	小劇場反射板	一式	1,000円
	オーケストラピット	一式	1,250円
	指揮者台(譜面台付き)	1台	200円
	演奏者用譜面台(譜面灯付き)	1台	30円
	ピアノ奏者用椅子	1脚	50円
	コントラバス奏者用椅子	1脚	50円
	演奏者用椅子	1脚	30円
	スチール演奏台(パイプ足付き)	1列	550円
	スチールデッキ	1枚	50円
	平台	1枚	50円
	演台(花台、脇台付き)	1台	160円
	司会者台	1台	90円
	国旗	1枚	120円
	市旗	1枚	120円
	ホワイトボード	1個	40円

	めくり台	1個	30円
	所作台	1枚	130円
	大劇場用仮設花道	一式	1,250円
	大劇場用花道所作台	一式	650円
	大劇場用鳥屋囲い	一式	500円
	人形立	1台	10円
	地がすり(大)	一式	190円
	地がすり(小)	一式	140円
	緋毛せん(大)	1枚	80円
	緋毛せん(小)	1枚	50円
	長座布団	1枚	50円
	高座用座布団	1枚	50円
	上敷	1枚	50円
	大劇場用リノリウムマット	1枚	100円
	小劇場用リノリウムマット	1枚	80円
	バレエパー	1枚	50円
	しゃ幕	1枚	500円
	大劇場用首里城幕	1枚	340円
	金びょうぶ	1双	300円
	姿見	1枚	50円
	早替わりブース	一式	250円
	客席仮設テーブル	一式	50円
音 響 設 備 類	スタジオ音 響ワゴンセ ット	音響調整卓	一式 1,400円
		CF・CDレコーダー	
		カセット・CDプレーヤー	
		ブルーレイプレーヤー	
		移動型パワードスピーカーA	
		移動型パワードスピーカーB	
		移動型パワードスピーカーサブウーハー	

	スピーカースタンド		
	ディスタンスロッド		
	モニターディスプレイ		
	ディスプレイスタンド		
映像操作ワ ゴンセット	ブルーレイプレーヤー	一式	500円
	マトリクススイッチャー		
	ライブプロダクションスイッチャー		
	分配器		
	フォーマットコンバーター		
	モニターディスプレイ		
	パワーディストリビューター		
移動型音響調整卓 A	1台	750円	
移動型音響調整卓 B	1台	500円	
移動型入出力ボックス A	1台	350円	
移動型入出力ボックス B	1台	250円	
移動型 LAN スイッチ	1台	170円	
CF・CD レコーダー	1台	200円	
カセット・CD プレーヤー	1台	180円	
デジタルリバーブ	1台	900円	
サウンドプロセッサー	1台	180円	
移動大型スピーカー	1台	600円	
移動中型スピーカー	1台	500円	
移動小型スピーカー	1台	250円	
移動型サブウーハー	1台	600円	
移動型パワーアンプ	1台	440円	
移動型 A 帯ワイヤレスマイク	1波	650円	
移動型 B 帯ワイヤレスマイク	1波	200円	
3 点つりマイクロホン装置	一式	500円	
ダイナミック型マイクロホン	1台	130円	

		コンデンサー型マイクロホン	1台	180円
		マイクスタンド	1本	30円
		ダイレクトボックス	1台	130円
		指揮者用超小型カメラ	1台	900円
		移動型サインランプ(親機)	1台	630円
		移動型サインランプ(子機)	1台	60円
照 明 設 備 類	大劇場照明 Aセット	第1ブリッジライト	一式	5,000円
		第2ブリッジライト		
		第3サスペンションライト		
		第4サスペンションライト		
		フロントサイドライト		
		第1シーリングライト		
		第2シーリングライト		
		アッパーホリゾンライト		
		ロアーホリゾンライト		
		ギャラリーライト		
		バルコニーライト		
		可動プロセニアムブリッジ		
		作業灯		
		第1ブリッジライト		
		第2ブリッジライト		
		第3サスペンションライト		
		第4サスペンションライト		
		フロントサイドライト		
		第1シーリングライト		
		作業灯		
		大劇場照明 Cセット	一式	2,500円
		第1ブリッジライト		
		第2ブリッジライト		
		フロントサイドライト		

	第1シーリングライト		
	第2シーリングライト		
	作業灯		
大劇場照明	フロントサイドライト	一式	1,250円
Dセット	第1シーリングライト		
	第2シーリングライト		
	作業灯		
小劇場照明	第1サスペンションライト	一式	2,500円
Aセット	第2サスペンションライト		
	第3サスペンションライト		
	フロントサイドライト		
	シーリングライト		
	アッパーホリゾンライト		
	ロアーホリゾンライト		
	作業灯		
小劇場照明	第1サスペンションライト	一式	2,000円
Bセット	第2サスペンションライト		
	第3サスペンションライト		
	フロントサイドライト		
	シーリングライト		
	作業灯		
小劇場照明	第1サスペンションライト	一式	1,750円
Cセット	第2サスペンションライト		
	フロントサイドライト		
	シーリングライト		
	作業灯		
小劇場照明	フロントサイドライト	一式	750円
Dセット	シーリングライト		
	作業灯		

	大劇場作業灯	一式	500円
	大劇場ピンスポットライト(2キロワット)	1台	1,000円
	小劇場作業灯	一式	250円
	小劇場ピンスポットライト(1キロワット)	1台	500円
	凸レンズスポットライト(1キロワット)	1台	100円
	凸レンズスポットライト(500ワット)	1台	80円
	フレネルレンズスポットライト(1キロワット)	1台	100円
	フレネルレンズスポットライト(500ワット)	1台	80円
	エリプソイダルスポットライト(750ワット)	1台	100円
	エリプソイダルスポットライト用エフェクトマシン	1台	200円
	パーライト(1キロワット)	1台	100円
	LED パーライト	1台	150円
	つり用ミラーボール	1台	250円
	つり置きミラーボール	1台	250円
	スモークマシン	1台	400円
	指揮者用スポット	1台	250円
	移動型調光器	1台	250円
	移動型調光操作卓	1台	400円
	移動型直ボックス	1台	300円
	自在ハンガー	1台	50円
	スタンド	1台	50円
	ハイスタンド	1台	100円
	中スタンド	1台	50円
	オベタ	1台	50円
	2連アーム	1台	50円
	持込器具コンセント	1キロワット	50円
楽 器	グランドピアノ(スタインウェイ製)	1台	1,900円
類	グランドピアノ(ベーゼンドルファー製)	1台	1,900円

	グランドピアノ(ヤマハ製)	1台	900円
	アップライトピアノ	1台	400円
	和太鼓	一式	150円
その 他 設 備	プロジェクターA	1台	5,000円
	プロジェクターB	1台	1,200円
	プロジェクターC	1台	1,000円
	移動型テレビモニターセット	1式	150円
	展示パネル	1枚	30円
	スクリーン	一式	250円
	椅子	1脚	20円
	長机	1台	20円
	レーザーポインター	1台	100円

備考

- 1 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 グランドピアノ及びアップライトピアノの使用料には、調律に要する費用を含まない。

訓 令

那覇市訓令第10号
令和2年11月13日
公 表 済

那覇市長の消防服制に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市長の消防服制に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市長の消防服制に関する規程(平成15年那覇市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正前の欄中の図(以下「改正図」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の図(以下「改正後図」という。)がある場合は、当該改正図を当該改正後図に改める。	

付 則

この訓令は、令和2年11月13日から施行する。

[改正前 別記]

別表

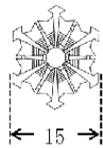
種別			服制
制帽	色又は地質		濃紺の合成繊維
	製式	男性	円形とし、前ひさし及びあごひもは、黒とする。 あごひもの両端は、帽の両側において金色金属製のあごひも留め消防章各1個で留める。 形状は、図のとおりとする。
		[略]	
	記章		金色金属製の消防章をモール製金色桜で抱擁する。 台地は、濃紺とする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
	[略]		
上衣	[略]		
	製式	前面 男性	折り襟とする。 胸部は二重とし、消防章を付けた金色金属製のボタンを2行に付ける。 形状は、図のとおりとする。 左上腕部に那覇市紋章を付ける。
		[略]	
胸章		黒色の台地とし、上下両縁に金色刺しゅう状を施し、中央に平織状金線及び銀色の消防章を付けた職名章を右胸部に、その上部に黒色の台地に流水形の銀モール3本	

		を付した消防関係職員章を付ける。 形状は、図のとおりとする。
	[略]	
[略]		
ベルト		制帽と同色の合成繊維で幅が30ミリメートルとし、中央部に消防章を付けたバックル式とする。 形状は、図のとおりとする。
[略]		

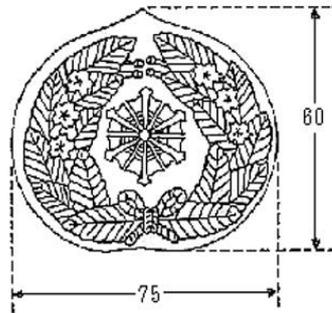
図

[略]

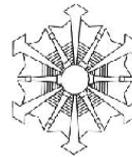
あごひも留め消防章



記章



消防章



[略]

ボタン



[略]

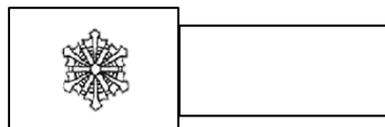
[略]

[略]

[略]

[略]

ベルト



[改正後 別記]

別表

種別		服制
制帽	色又は地質	濃紺の合成繊維とする。

	製式	男性	円形とし、前ひさし及びあごひもは、黒とする。 あごひもの両端は、帽の両側において金色金属製のあごひも留め消防記章各1個で留める。 形状は、図のとおりとする。
	[略]		
	記章		金色金属製の消防記章(那覇市消防吏員服制規則(1967年那覇市規則第19号)別表の図の消防章及び那覇市消防団員服制等規則(昭和62年那覇市規則第21号)別表の図の消防団章を組み合わせたものをいう。以下同じ。)をモール製金色桜で抱擁する。 台地は、濃紺とする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
	[略]		
上衣	[略]		
	製式	前面 男性	折り襟とする。 胸部は二重とし、 <u>消防記章</u> を付けた金色金属製のボタンを2行に付ける。 形状は、図のとおりとする。 左上腕部に那覇市紋章を付ける。
	[略]		
	胸章		黒色の台地とし、上下両縁に金色刺しゅう状を施し、中央に平織状金線及び銀色の <u>消防記章</u> を付けた職名章を右胸部に、その上部に黒色の台地に流水形の銀モール3本を付した消防関係職員章を付ける。 形状は、図のとおりとする。
[略]			
ベルト	制帽と同色の合成繊維で幅が30ミリメートルとし、中央部に <u>消防記章</u> を付けたバックル式とする。 形状は、図のとおりとする。		
[略]			

図
[略]

あごひも留め消防記章



記章



消防記章



[略]

ボタン

[略]

[略]

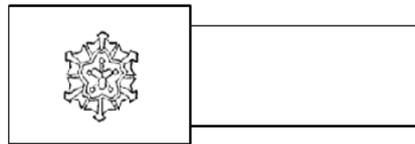
[略]

[略]



[略]

ベルト



告 示

那 覇 市 告 示 第 316 号
令 和 2 年 11 月 5 日
掲 示 済

那 覇 市 道 路 協 力 団 体 の 指 定 に つ い て

那 覇 市 道 路 協 力 団 体 を 道 路 法 第 48 条 の 23 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 指 定 し た の で 、 同 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 告 示 し ま す 。

那 覇 市 道 路 管 理 者
那 覇 市 長 城 間 幹 子

- 1 法 人 等 の 名 称 及 び 所 在 地
名 称 : 久 茂 地 都 市 開 発 株 式 会 社
所 在 地 : 那 覇 市 久 茂 地 一 丁 目 1 番 1 号
- 2 業 務 を 行 う 道 路 の 区 間
市 道 泉 崎 牧 志 線 の 一 部 及 び 市 道 久 茂 地 7 号 の 一 部
- 3 指 定 期 間
令 和 2 年 11 月 5 日 か ら 令 和 7 年 3 月 31 日 ま で

那覇市告示第 319 号
令和 2 年 11 月 10 日
掲 示 済

建築基準法第42条第 2 項の規定による道路の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 2 項の規定による道路を次のとおり廃止したので、公示する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 廃止番号：第 7 号
- 2 廃止道路の種類：第42条第 2 項の規定による道路
- 3 廃止の年月日：令和 2 年11月10日
- 4 廃止道路の位置：那覇市宇栄原一丁目1259番地先
- 5 廃止道路の延長及び幅員：延長49.13m 幅員1.4～4.0m

那覇市告示第 334 号
令和 2 年 11 月 17 日
掲 示 済

令和 2 年（2020年）11月那覇市議会定例会の招集について

令和 2 年（2020年）11月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 令和 2 年11月26日（木）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

那覇市告示第 353 号
令和 2 年 11 月 30 日
掲 示 済

建築基準法第42条第2項の規定による道路の廃止告示の訂正について

令和2年11月10日付那覇市告示第319号にて告示した建築基準法第42条第2項の規定による道路の廃止について、下記のとおり訂正があるので告示する。
その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

記

【誤】

- 1 廃止番号：第7号

【正】

- 1 廃止番号：第6号

公 告

那覇市公告第 410 号
令和 2 年 11 月 12 日
掲 示 済

収用又は使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧について

下記事業について、沖縄県知事にて土地収用法第34条の4第1項の規定により収用又は使用の手続が開始される土地を表示する図面が送付されたことから、同条第2項の規定に基づき、同法第26条の2第2項の規定により既に公衆の縦覧に供されている起業地を表示する図面と併せて、公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 起業者の名称及び事業の種類

(1) 起業者の名称

国土交通大臣

(2) 事業の種類

一般国道506号新設工事（小禄道路・沖縄県那覇市字鏡水箕隅原地内から豊見城市字名嘉地屋無垣原地内まで）及びこれに伴う一般国道付替工事

(3) 収用の部分

那覇市字具志宇知座原、具志三丁目及び字具志白城原地内

(4) 使用の部分

那覇市字具志宇知座原及び具志三丁目地内

2 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 場所 那覇市都市みらい部道路建設課

(2) 期間 令和2年11月12日から事業の認定が効力を失う日^注又は起業者が起業地内のすべての土地について必要な権利を取得した旨の通知がある日まで

※注：「事業の認定が効力を失う日」とは、それぞれの事由に従い下表のとおりである。

失効する事由	失効する日	失効する部分	関連条文
1 事業の認定の告示があった日（収用又は使用の手続を保留した起業地については、手続開始の告示があった日）から1年以内に収用又は使用の裁決の申請がないとき	左の期間満了の日の翌日	左の事由に該当する部分	法第29条第1項 (第34条の5)
2 事業の認定の告示があった日から4年以内に明渡裁決の申立てがないとき	左の期間満了の日の翌日	左の事由に該当する部分	法第29条第2項
3 収用又は使用の手続を保留した起業地について事業の認定の告示があった日から3年以内に手続開始の申立てがないとき	左の期間満了の日の翌日	左の事由に該当する部分	法第34条の6
4 事業の全部又は一部の廃止又は変更があったことを都道府県知事が告示したとき	左の告示があった日	左の告示により収用又は使用の必要がなくなった旨表示された部分	法第30条第4項

那覇市公告第 422 号
令和 2 年 11 月 18 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・3・20号ひめゆり三原線
 - 2 施行者の名称 沖縄県
 - 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - (2) 期間 令和2年11月18日～令和9年3月31日
-

那覇市公告第 443 号
令和 2 年 12 月 1 日

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定に基づき、令和元年度における住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を次のように公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

住民基本台帳の閲覧状況の公表

住民基本台帳法第 1 1 条第 3 項及び第 1 1 条の 2 第 1 2 項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第 3 条に基づき、住民基本台帳の閲覧状況を次のとおり公表します。(公表対象期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)

令和 2 年 12 月 1 日

那覇市長 城間 幹子

◆ 閲覧状況(住民基本台帳法第 11 条)

No.	国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	自衛隊沖縄地方協力本部	自衛官候補生に関する募集事務として、募集案内の郵送等を行うため(根拠法令:自衛隊法第 29 条及び住民基本台帳法第 11 条)	令和元年 5 月 17 日、21 日、24 日	平成 13 年 4 月 2 日～平成 14 年 4 月 1 日の間の生まれた男女(日本住民に限る)
2	那覇市 まちなみ共創部 まちなみ整備課	社会資本総合整備計画の作成にあたり、計画の成果目標(定量的指標)として地区内の居住人口(住民基本台帳による地区内居住人口)の現況値を確認するため。(根拠法令:密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 第 196 条)	令和 2 年 1 月 24 日	樋川 2 丁目

◆ 閲覧状況(住民基本台帳法第 11 条の 2)

No.	閲覧者氏名 (法人の場合は名称及び代表者または管理者名)	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	2019 年 6 月 全国放送サービス接触動向調査	令和元年 5 月 16 日	対象:7 歳以上(平成 24 年 12 月末日まで生まれ)日本人 男女 件数: 12 件 地区:長田 2 丁目～
2	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	2019 年 6 月 東京オリンピック・パラリンピックに関する調査	令和元年 5 月 16 日	対象:20 歳以上(平成 11 年 12 月末日まで生まれ)日本人の男女 件数:12 件 地区:与儀 2 丁目
3	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	家計の金融行動に関する世論調査	令和元年 5 月 16 日	対象:20 歳以上の男女(平成 11 年 5 月 31 日生まれまで) 件数:44 件 地区:山下町、金城 1～2 丁目、字宇栄原、宇栄原 4 丁目
4	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	6 月全国個人視聴率調査	令和元年 5 月 16 日	対象:7 歳以上の男女(平成 24 年 12 月 31 日生まれまで) 件数: 12 件 地区:字仲井真
5	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	第 2 回男女のあり方と社会意識に関する調査	令和元年 5 月 22 日	対象:2019 年 6 月 1 日現在日本に居住する満 20～79 歳の男女個人(昭和 14 年 6 月 1 日～平成 11 年 5 月 31 日に出生) 件数:20 件 地区:上間 1 丁目

6	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	国民生活に関する世論調査	令和元年5月22日	対象:満18歳以上(平成13年5月末日までに生まれた)日本人の男女 件数:26件 地区:字大道
7	株式会社 インテージリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	2019年度旅行・観光消費動向調査(一般統計調査)	令和元年5月23日、 28日、30日	対象:年齢・性別指定なし。 件数:340件 地区:与儀2丁目、寄宮2丁目、壺屋2丁目、首里末吉町3丁目
8	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	令和元年6月4日	対象:16歳以上の男女個人(平成15年4月1日以前に出生の男女) 件数:150件 地区:山下町、奥武山町、西1丁目、繁多川3丁目
9	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	消費動向調査	令和元年6月4日	対象:単身世帯の世帯主 件数:40件 地区:牧志3丁目、壺屋1丁目
10	株式会社 毎日新聞社 代表取締役社長 丸山 昌宏	第73回読書世論調査	令和元年6月6日	対象:指定なし 件数:12件 地区:字大道
11	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	医療のかかり方・女性の健康に関する世論調査	令和元年6月12日	対象:満18歳以上(平成13年6月末日まで生まれ)日本人の男女 件数:13件 地区:繁多川2丁目

12	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	子ども・青少年のスポーツライフに関する調査	令和元年6月13日	対象:4歳~21歳の男女(平成9年4月2日~平成27年4月1日生まれ) 件数:31件 地区:首里石嶺町2丁目
13	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	社会と生活に関する意識調査	令和元年6月19日	対象:16歳以上(平成15年6月末日まで生まれ)の日本人男女 件数:14件 地区:三原2丁目
14	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	60代の雇用・生活調査	令和元年6月19日	対象:60~69歳の男女(昭和24年6月2日~昭和34年6月1日生まれ) 件数:21件 地区:小禄1~3丁目
15	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	情報行動と政治・社会意識に関する調査	令和元年6月19日	対象:18歳~69歳の男女(昭和25年4月1日~平成13年3月31日生まれ) 件数:23件 地区:識名1~2丁目
16	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	2019年新聞及びWeb利用に関する総合調査(くらしと情報についてのおたずね)	令和元年6月19日、26日	対象:満15歳以上(平成16年8月末日生まれまで)の日本人男女 件数:46件 地区:久米1丁目、真嘉比2丁目

17	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	災害に関する意識調査	令和元年7月23日	対象：16歳以上(平成15年 8月末日生まれまで)の日本 人男女 件数：12件 地区：首里石嶺町4丁目
18	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	2019年度 人権に関する 意識調査	令和元年7月24日	対象：満18歳以上(平成13 年7月31日以前に出生)の 日本国籍を有するもので男 女を問わない 件数：25件 地区：小禄1丁目
19	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	第13回 飲酒・喫煙・く すりの使用についてのア ンケート調査	令和元年8月6日	対象：15～64歳(昭和29年 9月1日～平成16年8月31 日に生まれたもの)の日本 国籍を有する男女個人 件数：24件 地区：西2丁目
20	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	男女共同参画社会に関す る世論調査	令和元年8月8日	対象：18歳以上(平成13年 8月末日生まれまで)の日本 人の男女 件数：13件 地区：前島2丁目
21	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	森林と生活に関する世論 調査(附帯調査:竹島に関 する世論調査)	令和元年8月20日	対象：満18歳以上(平成13 年8月末日生まれまで)の日 本人の男女 件数：16件 地区：字国場
22	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	令和元年度 食育に関す る意識調査	令和元年9月4日	対象：満20歳以上(平成11 年9月末日生まれまで)の日 本人の男女 件数：15件 地区：赤嶺2丁目

23	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	外交に関する世論調査 (附帯調査:尖閣諸島に関する世論調査)	令和元年9月18日	対象:満18歳以上(平成13年9月末日生まれまで)の日本人の男女 件数:16件 地区:首里石嶺町1丁目
24	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査(第80回)	令和元年9月25日	対象:20歳以上(平成11年10月31日生まれまで)の男女 件数:15件 地区:首里石嶺町4丁目
25	株式会社 インテージリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	健康に関するアンケート	令和元年9月25日	対象:16歳以上~89歳以下(昭和5年1月1日~平成15年12月31日に生まれた方)の男女 件数:130件 地区:小禄1丁目
26	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	ネット・ゲーム使用と生活習慣に関する実態調査	令和元年10月8日	対象:10歳以上80歳未満(昭和14年10月1日~平成21年9月30日に出生)の日本国籍を有する者で男女を問わない 件数:22件 地区:首里石嶺町2丁目
27	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	職業と生活に関する調査	令和元年10月8日	対象:25~64歳(昭和30年1月1日~平成6年12月31日生まれ)の男女 件数:31件 地区:安里2~3丁目

28	株式会社 日本統計センター 代表取締役社長 加来 伸一郎	県民の体力・スポーツに 関する実態調査	令和元年10月8～ 10日	対象：令和元年10月1日現在で20歳以上 件数：480件 地区：字国場、首里石嶺町3丁目、安謝2丁目、天久2丁目、識名3丁目、牧志3丁目、古島2丁目、小禄4丁目、与儀2丁目、前島2丁目、字栄原2丁目、おもろまち2丁目、松川2丁目、泉崎1丁目、上間1丁目、辻2丁目、金城1丁目、首里末吉町1丁目、首里崎山町1丁目、金城3丁目、金城4丁目、首里鳥堀町2丁目、首里大中町2丁目、久茂地1丁目
29	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	メディア利用動向調査 (テレビ・インターネット などがどのように見聞き されているかをおたずね する調査)	令和元年10月17 日	対象：16歳以上(平成15年10月末日まで生まれ)の日本人男女 件数：14件 地区：首里石嶺町3丁目
30	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	令和元年度 消費者意識 基本調査	令和元年10月24 日	対象：15歳以上(平成16年10月31日以前に生まれた者)の日本国籍を有する者 で男女は問わない 件数：25件 地区：おもろまち4丁目
31	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	令和元年11月6日	対象：2019年4月2日現在16歳以上の男女個人(平成15年4月1日以前に出生) 件数：200件 地区：東町、首里石嶺町2丁目、字識名、金城5丁目

32	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	テレビ視聴に関する調査	令和元年11月6日	対象:16歳以上(平成15年12月末日生まれまで)の日本人の男女 件数:14件 地区:字田原
33	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	令和元年度土地問題に関する国民の意識調査	令和元年11月7日	対象:満20歳以上(平成11年10月末日生まれまで)の日本人男女 件数:16件 地区:字松川
34	株式会社 インテグリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	令和2年度家庭部門のCO ₂ 排出実態統計調査	令和元年10月29日、31日、11月12日、13日	対象:昭和5年4月2日～平成12年4月1日生まれの方 件数:360件 地区:天久1丁目、字上間、字小祿、首里大名町3丁目、前島2丁目、真嘉比1丁目
35	株式会社 インテグリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	令和元年度 市民の社会貢献に関する実態調査	令和元年11月14日	対象:2019年1月1日現在20歳以上(平成11年1月1日以前に生まれた方)男女 件数:63件 地区:字栄原4丁目
36	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	社会意識に関する世論調査	令和元年11月20日	対象:18歳以上(平成13年12月末日生まれまで)の日本人の男女 件数:26件 地区:銘苅3丁目
37	一般社団法人 輿論科学協会 理事長 井田 潤治	通信利用動向調査	令和元年11月20日	対象:20歳以上(平成11年4月1日以前の生まれ)の世帯主(世帯主が判別できない場合は20歳以上男女個人) 件数:172件 地区:山下町、三原2丁目、首里石嶺町4丁目、金城2丁目

38	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	日本とアメリカに関する 世論調査	令和元年 11 月 28 日	対象：18 歳以上(平成 14 年 1 月末日生まれまで)の日本 人の男女 件数：12 件 地区：松島 1 丁目、2 丁目
39	株式会社 日本リサーチセンタ ー 代表取締役社長 鈴木 稲博	青少年のインターネット 利用環境実態調査	令和元年 12 月 5 日	対象：0 歳以上 17 歳以下の男 女(平成 14 年 1 月 2 日～令 和 2 年 1 月 1 日生まれ) 件数：20 件 地区：首里赤田町 1～3 丁目、 首里崎山町 1～4 丁目
40	株式会社 RJC リサーチ 代表取締役 守住 邦明	少子高齢化社会における 家族・出生・仕事に関す る全国調査	令和元年 12 月 12 日	対象：18 歳から 49 歳までの 男女(1970 年 4 月 1 日生～ 2001 年 12 月 31 日生) 件数：8 件 地区：寄宮 1 丁目
41	株式会社 中外 代表取締役 阪倉 敦	令和元年度電波利用環境 に関する意識調査	令和元年 12 月 19 日	対象：18 歳以上の男女 件数：17 件 地区：松川 2 丁目
42	株式会社 山手情報処理センタ ー 取締役 田中 秀夫	日本人の情報行動調査	令和元年 12 月 19 日	対象：13 歳から 79 歳の男女 件数：21 件 地区：具志 2 丁目
43	一般社団法人 中央調査社 会長 大城 真生	2020 年 3 月東京オリンピ ック・パラリンピックに 関する調査	令和元年 12 月 20 日	対象：20 歳以上の日本人男 女(平成 12 年 12 月末まで 生) 件数：12 件 地区：曙 3 丁目

44	一般社団法人 中央調査社 会長 大城 真生	令和元年度 国語に関する世論調査	令和元年 12 月 25 日	対象:満 16 歳以上の日本人の男女(平成 16 年 1 月末まで生) 件数:17 件 地区:首里儀保町 4 丁目
45	株式会社 日経リサーチ 代表取締役社長 福本 敏彦	第 2 回 OECD 国際成人力調査 (PIAAC) 予備調査	令和 2 年 1 月 22 日	対象:16 歳以上 65 歳以下の男女 (昭和 30 年 5 月 22 日 ~ 平成 16 年 5 月 21 日の間に生まれた方) 件数:35 件 地区:田原 3 丁目、田原 2 丁目
46	一般社団法人 中央調査社 会長 大城 真生	健康情報についての全国調査	令和 2 年 1 月 23 日	対象:満 20 歳以上 (平成 12 年 3 月末日まで生) の男女 件数:19 件 地区:首里山川町 1 丁目
47	一般社団法人 中央調査社 会長 大城 真生	人生 100 年時代における生活設計に関する調査	令和 2 年 2 月 12 日	対象:満 60 歳以上の日本人の男女 (昭和 35 年 4 月末日までに生まれた男女) 件数:35 件 地区:具志 1 丁目、2 丁目
48	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	令和 2 年 2 月 13 日	対象:2003 年 4 月 1 日以前に出生の男女 件数:250 件 地区:若狭 2~3 丁目、首里久場川町 1 丁目、識名 3 丁目、寄宮 2 丁目、宇栄原 1~2 丁目
49	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	令和 2 年 2 月 18 日	対象:20 歳以上の男女 (平成 12 年 4 月 30 日生まれまで) 件数:15 件 地区:曙 1~2 丁目

50	一般社団法人 中央調査社 会長 大城 真生	2020年6月全国放送サー ビス接触動向調査	令和2年2月20日	対象：7歳以上（平成25年 12月末日まで生まれ）の日 本人男女 件数：12件 地区：おもろまち2丁目
----	-----------------------------	---------------------------	-----------	---

消防局告示

那覇市消防局告示第5号
令和2年11月6日
掲 示 済

消防法第17条の4第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のように公示する。

那覇市中央消防署長

公 示 書

防火対象物の所在地 那覇市楚辺1丁目3番21号
防火対象物の名称 崎濱氏住宅兼一部店舗
命令を受けた者の氏名 崎濱 友紀

上記防火対象物は、消防法令違反と認めるので、消防法第17条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり命令した。

記

1 命令事項

令和3年3月20日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。
(消防法第17条第1項、同法施行令第21条第1項第3号イ)

2 命令年月日

令和2年11月6日

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 35 号
令和 2 年 11 月 17 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定(登録)番号	第 413 号
指定工事店名	日信工業株式会社
営業所所在地	沖縄県豊見城市字高安 702 番地 20
代表者氏名	久米 清博
有効期間	自 平成30年4月1日 至 令和5年3月31日
異動年月日	令和2年10月28日
異動事由	代表者の変更

那覇市上下水道局告示第36号
令和2年11月17日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 525 号
指定工事店名	株式会社北電通
営業所所在地	沖縄県那覇市字国場 1000 番地 3 カンセイホーム国場 2 - B 号室
代表者氏名	與那覇 寛榮
有効期間	自 令和 2 年 7 月 10 日 至 令和 7 年 3 月 31 日
異動年月日	令和 2 年 11 月 5 日
異動事由	営業所所在地の変更

正 誤

○那覇市公報第1775号の正誤

2020（令和2）年11月2日付け那覇市公報第1775号に登載された消防局告示第4号について、次のとおり訂正する。

1 ページ1516

訂正箇所 上から7行目

訂 正 内 容	
訂 正 前	訂 正 後
消防法第17条第4項の規定に基づき、次のように公示する。	消防法第17条の4第3項の規定に基づき、次のように公示する。